

健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書



3 東 監 第 391 号  
令和 3 年 8 月 17 日

東浦町長 神 谷 明 彦 様

東浦町監査委員 阿 知 波 清 三  
東浦町監査委員 鏡 味 昭 史

令和 2 年度東浦町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審  
査意見について（報告）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1  
項の規定に基づき、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したの  
で、その結果について次のとおり意見書を提出します。



## 目 次

財政健全化審査意見書	86
水道事業会計資金不足比率審査意見書	87
下水道事業会計資金不足比率審査意見書	88

## 令和2年度 財政健全化審査意見書

### 第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、実質赤字比率始め4指標は、いずれも早期健全化基準以下であり、財政構造の健全性が保たれているものと認められる。

記

単位：％

指標名	年度	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	2年度	— (△ 6.72)	13.27	20.00
	元年度	— (△ 7.47)	13.39	
	30年度	— (△ 3.23)	13.38	
連結実質赤字比率	2年度	— (△24.02)	18.27	30.00
	元年度	— (△26.00)	18.39	
	30年度	— (△21.59)	18.38	
実質公債費比率	2年度	0.0	25.0	35.0
	元年度	0.5		
	30年度	1.0		
将来負担比率	2年度	— (△32.8)	350.0	/
	元年度	— (△22.6)		
	30年度	— (△17.7)		

## 令和2年度 水道事業会計資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第3 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、資金不足比率は、経営健全化基準以下であり財政構造の健全性が保たれているものと認められる。

記

単位：％

区 分	年 度	比 率	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	2年度	— (△219.1)	20.0	
	元年度	— (△217.4)		
	30年度	— (△199.6)		

※ 資金不足比率の表示は、資金不足額がないため資金不足比率が算定できないので「—」を記載した。

## 令和2年度 下水道事業会計資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第3 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、資金不足比率は、経営健全化基準以下であり財政構造の健全性が保たれているものと認められる。

記

単位：％

区 分	年 度	比 率	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	2年度	— (△13.3)	20.0	
	元年度	— (△ 5.3)		
	30年度	— (△14.6)		

※ 資金不足比率の表示は、資金不足額がないため資金不足比率が算定できないので「—」を記載した。